

施工能力審査型総合評価方式「技術点申告書」の記入に関するFAQ

【申告書の記入にあたっては、案件ごとに定めた「公表事項」の内容をよくご確認の上、作成して下さい。】

【企業の施工能力】

(工事成績評定について)

- p.3 Q 1－1 工事成績評定欄を記入する上での主な注意点は何ですか？
- Q 1－2 工事成績評価点の対象となる期間について詳しく教えて下さい。
- Q 1－3 工事成績評価点の対象は「東京都住宅供給公社の発注工事のみ」とされていますが、例えば東京都の成績評定は対象となりますか？
- p.4 Q 1－4 工事完了日が同日の工事が複数存在します。どの工事を採用すればよいですか？
- Q 1－5 A 1－1②に「基準日の3か月前までに完了した工事」とあります。「完了した」とは、工事成績評定通知書に記載されている工期のことですか？
- Q 1－6 工事成績評定通知書を紛失してしまい評定点がわかりません。また「写し」も提出できません。どのように対応すればよいですか？
- Q 1－7 過去の実績は3件ありますが、工事成績評定通知書を紛失し、手元に2通しかありません。その2通だけを提出すれば良いですか？
- Q 1－8 過去の実績は3件以上ありますが、工事成績評定点が最も高い通知書1件のみを採用しても良いですか？
- Q 1－9 工事成績評定通知書の内容に誤りと思われる項目を発見しました。どのように対応すればよいですか？
- p.5 Q 1－10 「過去の実績（A 1－1②参照）」を有しませんが、入札への参加申し込みは可能ですか？
- Q 1－11 建設共同企業体（JV）の構成員として実施した工事の工事成績評定通知書は認められますか？

(配置予定技術者の資格について)

- Q 2－1 配置予定技術者の資格欄を記入する上での主な注意点は何ですか？
- Q 2－2 A 2－1③記載の「資格証」は、「監理技術者資格者証」でも認められますか？
- p.6 Q 2－3 配置予定技術者は、「公表事項」に記載された同種または類似工事の実績が必要ですか？
- Q 2－4 配置予定技術者はA 2－1①に示された資格として「実務経験」を有しています。この場合、実務経験を証明する資料を提出する必要はありますか？

(配置予定技術者の実績について)

- p.7 Q 3 - 1 配置予定技術者の実績欄を記入する上での主な注意点は何ですか？
- Q 3 - 2 過去、「公表事項」に定められた同種または類似工事を実施しましたが、コリンズに登録していませんでした。この工事の実績は認められますか？
- Q 3 - 3 コリンズに登録していない工事や、コリンズに登録しているがデータの不足や誤りにより「公表事項」に定められた同種または類似工事と確認できない工事について、契約書等により実績の証明を行うことはできませんか？
- Q 3 - 4 同種または類似工事の実績は、東京都住宅供給公社の発注工事のみ対象となるのでしょうか？
- Q 3 - 5 配置予定技術者の実績は、現在所属している会社での実績に限られるのでしょうか？

【企業の信頼性・社会性】

(単価契約工事又は小口・緊急修繕工事店の実績点について)

- Q 4 - 1 公表事項に指定されている単価契約以外（例えば業務委託の単価契約など）は評価されないのでしょうか？
- p.8 Q 4 - 2 単価契約工事の完了日とは、当該単価契約の契約期間末日を示しているのでしょうか？それとも、契約期間内に実施した個別業務の完了日を示しているのでしょうか？
- Q 4 - 3 前年度まで公社と小口・緊急修繕工事店契約を締結していましたが、実績点として認められますか？
- Q 4 - 4 新規で小口・緊急工事店契約の審査に合格しており、7月1日から契約予定です。実績点として認められますか？

(災害協定締結の実績点について)

- Q 5 - 1 災害協定とは何ですか？
- Q 5 - 2 提出する根拠資料は「経営規模等評価結果通知書」でも認められますか？
- p.9 Q 5 - 3 契約先支店で締結した防災協定でなく、たとえば本店で締結した防災協定でも認められますか？
- Q 5 - 4 「東京都との災害時における都営住宅等の応急修理に関する協定」とは何ですか？

(地域における実績点について)

Q 6 – 1 地域における実績点について具体的に教えてください。

【企業の施工能力】

(工事成績評定について)

Q1–1 工事成績評定欄を記入する上での主な注意点は何ですか？

A 1 – 1

① 記載する工事は、東京都住宅供給公社が発注した工事ですか？

⇒工事成績評価点は東京都住宅供給公社が発注した工事のみ対象となります。

② 過去の実績は漏れなく記載しましたか？

⇒本欄には、対象となる業種（※1）の当公社発注の平成30年10月1日以降に完了検査を受けた工事で基準日（※2）の3か月前までに完了した工事のうち、直近3件までの工事成績を記載します。

なお対象業種は、希望申請工事の「公表事項」と整合しているかよく確認して下さい。

・（※1） 対象となる業種は、案件ごとに定める「公表事項」において、工事成績評価点算定の対象工事として定められている業種となります。

・（※2） 基準日とは、各四半期の初日（4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日）のうち、発注予定の公表を開始する日（※3）の直前のものをいいます。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とします。

・（※3） 発注予定の公表を開始する日とは、案件ごとに公表を開始した日となります。

③ 工事成績評定通知書の写しは添付しましたか？

⇒工事成績評定欄に記載した工事の工事成績評定通知書の写しを、技術点の申告とあわせて提出して下さい。

Q1–2 工事成績評価点の対象となる期間について詳しく教えて下さい。

A 1 – 2 「公表事項」の巻末資料「対象期間一覧表」をご参照下さい。

Q1–3 工事成績評価点の対象は「東京都住宅供給公社の発注工事のみ」とされていますが、例えば東京都の成績評定は対象となりますか？

A 1 – 3 工事成績評価点の対象は東京都住宅供給公社が発注した工事のみとなりますので、東京都の成績評定は対象となりません。詳しくはA1–1をご覧下さい。

Q1-4 工事完了日が同日の工事が複数存在します。どの工事を採用すればよいですか？

A 1 - 4 工事成績評定点が低い通知書を優先して採用し、申告書を作成して下さい。

Q1-5 A1-1②に「基準日の3か月前までに完了した工事」とあります。

「完了した」とは、工事成績評定通知書に記載されている工期のことですか？

A 1 - 5 「完了した」とは、監督員へ提出した工事完了届に記載された工事完了日となります。

工期と工事完了日が同一であれば工事成績評定通知書に記載されている工期が工事完了日となります。工期前に完了した案件等、異なる場合もありますので注意願います。

Q1-6 工事成績評定通知書を紛失してしまい評定点がわかりません。また「写し」も提出できません。

どのように対応すればよいですか？

A 1 - 6 工事成績評定通知書を紛失した場合は、発行者（紛失した工事の担当部署）へ再発行を申請して下さい。なお再発行には時間を要することもありますので、申請は余裕を持って行って下さい。

Q1-7 過去の実績は3件ありますが、工事成績評定通知書を紛失し、手元に2通しかありません。

せん。その2通だけを提出すれば良いですか？

A 1 - 7 3件実績がある場合は、紛失した通知書の再発行を申請し、3通提出してください。

Q1-8 過去の実績は3件以上ありますが、工事成績評定点が最も高い通知書1件のみ採用しても良いですか？

A 1 - 8 複数の実績がある場合は、対象期間のものを全て（3件以上あるときは3件）採用し申告書を作成して下さい。

Q1-9 工事成績評定通知書の内容に誤りと思われる項目を発見しました。どのように対応すれば

よいですか？

A 1 - 9 発行者（当該工事の担当部署）へ連絡していただき、誤りの有無をご確認下さい。

誤りが確定すれば、工事成績評定通知書の訂正等について発行者と相談をお願いします。

Q1-10 「過去の実績(A1-1②参照)」を有しませんが、入札への参加申込みは可能ですか？

A 1 - 10 工事成績評価点は 0 点となります。案件ごとに定める入札参加条件を満たせば入札参加申込みは可能です。

Q1-11 建設共同企業体(JV)の構成員として実施した工事の工事成績評定通知書は認められますか？

A 1 - 11 代表者に限らず、構成員であれば認められます。(ただし A 1 - 1 ②に記載の「対象業種」及び「対象期間」を満たすことが必要です。)

(配置予定技術者の資格について)

Q2-1 配置予定技術者の資格欄を記入する上での主な注意点は何ですか？

A 2 - 1

① 配置予定技術者の方は、「公表事項」に定められた資格を有していますか？

⇒配置予定技術者は、「公表事項」に定められた資格（一級技術者、二級技術者、その他の技術者）のいずれかに該当する必要があります。（該当しない場合は配置予定技術者となることはできません。）

② 「公表事項」に定められた資格区分（一級、二級、その他）のどれに適合しますか？

⇒配置予定技術者の方が有する資格により得点（資格点）が変わります。「公表事項」に基づき正しい資格区分を記載して下さい。

③ 資格証の写しは添付しましたか？

⇒対象となる資格を有する証明資料として資格証の写しを技術点の申告とあわせて提出して下さい。（実務経験による場合は、資格証に替わり、経営事項審査申請書の技術職員名簿の写し又は実務経験証明書等を提出して下さい。詳しくは A 2 - 4 をご参考下さい。）

なお、技術検定の合格後から資格証が発行されるまでの間については、指定試験機関が通知する合格通知書の写しを提出して下さい。

Q2-2 A2-1③記載の「資格証」は、「監理技術者資格者証」でも認められますか？

A 2 - 2 A 2 - 1 ①に示す資格に基づき監理技術者登録を行い発行された資格者証であれば認められます。

Q2-3 配置予定技術者は、「公表事項」に記載された同種または類似工事の実績が必要ですか？

A 2 - 3 A 2 - 1 ①に示す資格を有していれば同種または類似工事の実績がなくても認められます。

Q2-4 配置予定技術者はA2-1①に示された資格として「実務経験」を有しています。

この場合、実務経験を証明する資料を提出する必要はありますか？

A 2 - 4 以下に示す資料のどちらか一方を技術点の申告とあわせて提出して下さい。

- ① 経営事項審査の際提出している「技術職員名簿」の写し（配置予定技術者の「業種コード」「有資格区分コード」がA 2 - 1 ①に示す資格と整合しているか確認の上提出して下さい。）
- ② 提出配置予定技術者の実務経験証明書（別紙様式4-3）

実務経験証明書は、内容を正確に記載した上で、会社名の記載及び押印があることを確認してください。

また、実務経験の年数については、技術者が実際に工事に従事した期間となります。（工期ではありません。）

(配置予定技術者の実績について)**Q3-1 配置予定技術者の実積欄を記入する上での主な注意点は何ですか？****A 3 - 1**

- ① 配置予定技術者の方は「公表事項」に定められた同種または類似工事について、技術者等として従事した実績がありますか？また実績は、コリンズの登録内容確認書（技術データを含む）により確認できますか？

⇒「公表事項」に定められた同種または類似工事について、「監理技術者」「主任技術者」「担当技術者」「現場代理人」のいずれかとして従事した実績がコリンズの登録内容確認書（技術データを含む）により確認できれば対象となります。

- ② 「公表事項」に定められた実績区分（同種または類似工事の別、役割）のどれに適合しますか？

⇒配置予定技術者の方が有する実績により得点が変わります。「公表事項」に基づき正しく記載して下さい。

- ③ コリンズの登録内容確認書（技術データを含む）の写しは添付しましたか？

⇒対象となる実績を有する証明資料として、コリンズの登録内容確認書（技術データを含む）の写しを技術点の申告とあわせて提出して下さい。

Q3-2 過去、「公表事項」に定められた同種または類似工事を実施しましたが、コリンズに登録していませんでした。この工事の実績は認められますか？

A 3-2 同種または類似工事の実績はコリンズの登録内容確認書（技術データを含む）により確認しますので、コリンズに登録されていない工事については実績対象と認められません。

またコリンズに登録された工事でも、登録内容確認書（技術データを含む）により、「公表事項」に定められた同種または類似工事の実績が確認できなければ認められません。

Q3-3 コリンズに登録していない工事や、コリンズに登録しているがデータの不足や誤りにより「公表事項」に定められた同種または類似工事と確認できない工事について、契約書等により実績の証明を行うことはできませんか？

A 3-3 A 3-2 に記載のとおり、同種または類似工事の実績はコリンズの登録内容確認書（技術データを含む）により確認しますので、契約書等により実績の証明を行うことはできません。

コリンズの登録に不足や誤りがある場合は修正登録を行った上で、コリンズ登録内容確認書（技術データを含む）の写しを技術点の申告とあわせて提出して下さい。

Q3-4 同種または類似工事の実績は、東京都住宅供給公社の発注工事のみ対象となるのでしょうか？

A 3-4 同種または類似工事の実績をコリンズで確認できれば東京都住宅供給公社発注工事に限らず認められます。また、期間についても定めはありません。

Q3-5 配置予定技術者の実績は、現在所属している会社での実績に限られるのでしょうか？

A 3-5 技術者の実績を評価しますので、以前所属していた会社の実績でも認められます。

【企業の信頼性・社会性】

(単価契約工事又は小口・緊急修繕工事店の実績点について)

Q4-1 公表事項に指定されている単価契約以外(例えば業務委託の単価契約など)は評価されないのでしょうか？

A 4 – 1 評価の対象にはなりません。

Q4–2 単価契約工事の完了日とは、当該単価契約の契約期間末日を示しているのでしょうか？

それとも、契約期間内に実施した個別業務の完了日を示しているのでしょうか？

A 4 – 2 当該単価契約の契約期間末日を完了日とします。

Q4–3 前年度まで公社と小口・緊急修繕工事店契約を締結していましたが、実績点として認められますか？

A 4 – 3 認められません。案件公表日時点で有効な工事店契約のみ認められます。

Q4–4 新規で小口・緊急修繕工事店契約の審査に合格しており、7月1日から契約予定です。実績点として認められますか？

A 4 – 4 認められません。案件公表日時点で有効な工事店契約のみ認められます。

(災害協定締結の実績点について)

Q5–1 災害協定とは何ですか？

A 5 – 1 国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で締結した防災活動に関する協定です。原則、経営事項審査において「その他の審査項目（社会性等）」での加点対象となる防災協定が該当します。

Q5–2 提出する根拠資料は「経営規模等評価結果通知書」でも認められますか？

A 5 – 2 「経営規模等評価結果通知書」では認められません。経営事項審査申請時に提出した防災協定の写しを提出してください。団体が締結している場合は、当該団体に所属することを示す書類（会員名簿など）もあわせて提出してください。
なお、経営事項審査申請時に提出した防災協定以外でも、参加申込時点で締結しているものであれば認められます。

Q5-3 契約先支店で締結した防災協定でなく、たとえば本店で締結した防災協定でも認められますか？

A 5-3 本店も含め、契約先支店以外で締結した防災協定でも認められます。同様に契約先支店以外が加入している団体で締結した防災協定でも認められます。

Q5-4 「東京都との災害時における都営住宅等の応急修理に関する協定」とは何ですか？

A 5-4 小口・緊急修繕工事店登録業者又は加盟団体（組合）が東京都と締結した防災協定です。

締結した防災協定の写しを提出してください。加盟団体が締結している場合は、当該加盟団体へ所属することを示す書類（会員名簿など）もあわせて提出してください。

なお、加盟団体の締結有無は加盟団体へご確認下さい。

(地域における実績点について)

Q6-1 地域における実績点について具体的に教えてください。

A 6-1 本工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村において行った東京都住宅供給公社発注の工事（平成30年10月1日以降に完了検査を受け、基準日の3か月前までに完了したものに限る）で、工事成績評定通知書の総評定点が65点以上の実績を1件以上有する場合は1点、それ以外の場合は0点とします。

本工事の施工場所の属する区市町村及び隣接する区市町村は「公表事項」にて指定している区市町村になります。

なお、実績の業種は公表案件と同一業種でなくてもかまいません。